

# 低濃度 P C B 含有電気機器把握支援補助の概要

道では、低濃度 P C B 廃棄物等の実態把握を促進し、低濃度 P C B 廃棄物等の処理期限内の確実かつ適正な処理完了に寄与することを目的として、平成 29 年度から電気機器の P C B 分析の補助事業を実施しています。

概要は次のとおりですが、**申請にあたっては必ず補助要綱※を確認**してください。

※ 補助要綱は北海道の H P ([http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top\\_page/pcb.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.htm)) をご覧ください。

## 補助対象者

- 北海道内の事業所等で低濃度 P C B 含有電気機器を保有する  
個人 ・ 中小企業者等 ・ 中小規模市町村 （一定要件を満たす者）

## 補助率等

- P C B 濃度分析に要する経費の 1 / 2 （補助金の上限額：1 台あたり 15, 000 円）

## 補助対象電気機器

- 絶縁油の交換・注入ができるもの  
（例：変圧器）



- 平成 5 年以前に製造されたもの
- 平成 6 年以降に製造されたもので絶縁油の入替が行われているもの

- 絶縁油の交換・注入ができないもの  
（例：コンデンサー）



- 平成 2 年以前に製造されたもの  
（安定器及び安定器を解体したものを除く）

## 分析実施前の確認事項（濃度分析の必要性の確認）

- 分析実施前の製造者への確認等  
**（銘板情報や製造者への確認により、分析を行わなくても絶縁油中の P C B 濃度が 0.5mg/kg 以下であることを確認できるものは補助対象外）**

## 分析方法等

- 分析機関
  - 計量法に基づく濃度計量証明登録を受けている分析機関等
- 分析方法
  - 平成 4 年厚生省告示第 192 号※別表第 2 に定める方法
    - ※ 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法
  - 絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル第 3 版（環境省）

## 申請書提出先等

- 提出先  
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目  
北海道環境生活部環境局循環型社会推進課環境保全グループ
- 提出期限  
平成 31 年 1 月 31 日（当日消印有効）  
（平成 30 年 4 月 1 日以後に絶縁油中の P C B 濃度分析に着手した事業も申請対象とします）

## 補助対象者の要件の概要

### ● 個人（次のいずれかに該当）

- ・ 法人の解散又は個人事業の廃止により保管することとなった個人
- ・ 上欄以外の理由で保管することとなった個人（中小企業等を除く。）

### ● 中小企業等

#### ① 中小企業者

右表に掲げる業種毎に定める資本金若しくは出資の総額又は従業員数のいずれかに該当する法人又は個人（大企業の支配関係にあるものを除く。）

#### ② 中小企業団体

中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体

#### ③ 中小組合又は連合会

特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者に該当する者（②を除く。）

#### ④ 中小法人

従業員が100人以下である法人（①から③又は市町村を除く。）

主たる業種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

### ● 中小規模市町村（次のいずれかに該当）

- ・ 職員数※が100人以下 ※申請直近年度の地方公共団体定員管理調査（総務省）における調査対象職員
- ・ 申請直前年度以前の3カ年の財政力指数の平均値が0.2以下

## 補助手続の流れ

申請者

道 循環型社会推進課 ※

・ 製造者等への確認  
・ 分析見積依頼

※ 振興局や市では受付・経由しません。

交付申請

〔平成30年1月31日まで〕

受理

通知

交付決定

分析実施 ※

PCB含有が判明した場合には速やかに処理

実績報告

受理

〔事業完了後30日以内 又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで〕

通知

額の確定

受入

補助金交付

※ 平成30年4月1日以後に絶縁油中のPCB濃度分析に着手している事業も申請対象